



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

条 例	
○ 沖縄県介護保険審査会条例の一部を改正する条例（高齢者福祉介護課）	4
○ 沖縄県介護基盤・介護支援体制緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（高齢者福祉介護課）	5
○ 沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（高齢者福祉介護課）	5
○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（青少年・児童家庭課）	6
○ 沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（青少年・児童家庭課）	7
○ 沖縄県保育士試験等手数料条例の一部を改正する条例（青少年・児童家庭課）	10
○ 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（障害保健福祉課）	10
○ 沖縄県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例（医務課）	25
○ 沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（国民健康保険課）	26
○ 沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例の一部を改正する条例（森林緑地課）	26
○ 沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（ものづくり振興課）	27
○ 沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（情報産業振興課）	28
○ 沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例（労政能力開発課）	28
○ 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例（港湾課）	29
○ 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例（都市計画・モノレール課）	31
○ 沖縄県道路整備・都市モノレール事業基金条例の一部を改正する条例（都市計画・モノレール課）	32
○ 沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（企業局総務企画課）	33
○ 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院事業局県立病院課）	33
○ 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例（教育庁教育支援課）	34
○ 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例（教育庁学校人事課）	35
○ 沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（教育庁学校人事課）	35
○ 沖縄県社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例（教育庁生涯学習振興課）	36
○ 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（警察本部運転免許課）	37

### 公布された条例のあらまし

- 沖縄県介護保険審査会条例の一部を改正する条例（条例第17号）
  - 1 要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件を取り扱う合議体を構成する委員の数を定めることとした。（第4条関係）
  - 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県介護基盤・介護支援体制緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第18号）
  - 1 スプリンクラー設備等の設置に要する費用の補助対象となる施設を改めることとした。（第6条関係）

- 2 基金の設置期間を延長することとした。(附則第2項関係)
  - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)
- 
- 沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第19号)
- 1 基金の設置期間を延長することとした。(附則第2項関係)
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)
- 
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(条例第20号)
- 1 次に掲げる条例について、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理を行うこととした。<第1条から第3条まで>
    - (1) 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例(第6条関係)
    - (2) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(第44条関係)
    - (3) 沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(第17条関係)
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。<附則>
- 
- 沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例(条例第21号)
- 1 インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止等に係る用語の定義の整備等を行うこととした。(第18条の6関係)
  - 2 青少年のインターネットの利用に係る保護者の責務を定めることとした。(第18条の7関係)
  - 3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の確認義務等を定めることとした。(第18条の8関係)
  - 4 この条例は、平成26年7月1日から施行することとした。(附則)
- 
- 沖縄県保育士試験等手数料条例の一部を改正する条例(条例第22号)
- 1 児童福祉法施行規則第6条の11の2の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査に関する事務に係る手数料の額を定めることとした。(第2条関係)
  - 2 保育士登録手数料の名称を改めることとした。(第3条関係)
  - 3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。(附則)
- 
- 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(条例第23号)
- 1 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正することとした。<第1条>
    - (1) 重度訪問介護の対象者を拡大する。(第5条関係)
    - (2) 共同生活介護の共同生活援助への一元化に伴う基準の整備を行うとともに、共同生活住居のほかにサテライト型住居を新設する。(第6条、第109条、第114条、第119条、第124条から第141条まで、第195条から第201条まで及び附則第2項から附則第10項まで関係)
    - (3) 共同生活援助に新たに外部サービス利用型共同生活援助を設けて、その基本方針及び基準を定める。(第201条の2から第201条の12まで関係)
    - (4) 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例を廃止する。(第204条及び第205条関係)
  - 2 次に掲げる条例について、地域における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う規定の整理を行うこととした。<第2条及び第3条>
    - (1) 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(第50条関係)
    - (2) 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(第47条関係)
  - 3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を定めることとした。<附則>
- 
- 沖縄県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第24号)
- 1 基金の設置期間を延長することとした。(附則第2項関係)
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)
- 
- 沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例(条例第25号)
- 1 県が沖縄県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算定するための割合を改めることとした。(第2条関係)

2 この条例は、平成26年 4月 1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例の一部を改正する条例(条例第26号)

1 基金に属する現金を国庫に返納する場合に、基金の一部を処分することができることとした。(附則第3項関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第27号)

1 沖縄県工業技術交流センターの施設使用料について、額の適正化を図ることとした。(別表関係)

2 この条例は、平成26年 4月 1日から施行することとし、必要な経過措置を定めることとした。(附則)

○ 沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第28号)

1 新たな企業集積施設の使用料の徴収根拠を定めることとした。(別表関係)

2 沖縄 I T津梁パーク施設の施設の使用料の額を改めることとした。(別表関係)

3 この条例は、平成26年 4月 1日から施行することとした。ただし、別表の3の表に次のように加える改正規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例(条例第29号)

1 技能検定試験手数料の額を改めることとした。(別表関係)

2 この条例は、平成26年 4月 1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例(条例第30号)

1 本部港本部地区に設置するシャワーの使用料の徴収根拠を定めることとした。(別表第2関係)

2 港湾施設等の使用料等の額を改めることとした。(別表第2、別表第4及び別表第5関係)

3 この条例は、平成26年 5月 1日から施行することとし、必要な経過措置を定めることとした。(附則)

○ 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例(条例第31号)

1 法及び条例に基づく知事の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議の整った座間味村が処理することとした。(第47条関係)

2 この条例は、平成26年 4月 1日から施行することとし、必要な経過措置を定めることとした。(附則)

○ 沖縄県道路整備・都市モノレール事業基金条例の一部を改正する条例(条例第32号)

1 基金は、沖縄都市モノレール株式会社に対する出資の財源として処分することができることとした。(第6条関係)

2 この条例は、平成26年 4月 1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第33号)

1 減債積立金を使用して企業債を償還した場合等において、その使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れることとするとともに、資本剰余金の取崩しのための規定を削ることとした。(第5条関係)

2 この条例は、平成26年 4月 1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第34号)

1 資本剰余金の取崩しのための規定を削ることとした。(第6条関係)

2 分べん介助料について額の適正化を図るとともに、健康診断等を受ける者その他病院の施設を利用する者に係る使用料及び手数料の額を改めることとした。(別表第3及び別表第4関係)

3 この条例は、平成26年 4月 1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例(条例第35号)

1 沖縄県立高等学校において授業料及び受講料を徴収するため、規定を整備することとした。(第2条関係)

2 転学及び転籍の場合の授業料及び入学科について、規定を整備することとした。(第4条関係)

3 この条例は、平成26年 4月 1日から施行することとし、必要な経過措置を定めることとした。(附則)



- 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例（条例第36号）
  - 1 県立高等学校及び県立特別支援学校の職員の定数並びに市町村立小学校及び中学校の職員の定数を改めることとした。（第2条関係）
  - 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則）

---

- 沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第37号）
  - 1 条例等に基づく沖縄県教育委員会の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議の整った市町村が処理することとした。（第2条関係）
  - 2 この条例は、平成26年8月1日から施行することとし、必要な経過措置を定めることとした。（附則）

---

- 沖縄県社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第38号）
  - 1 条例の趣旨に、社会教育委員の委嘱の基準を定めることを加えることとした。（第1条関係）
  - 2 委嘱の基準について定めることとした。（第3条関係）
  - 3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則）

---

- 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第39号）
  - 1 一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された場合における運転免許試験手数料の徴収根拠を定めることとした。（別表第9関係）
  - 2 駐車監視員資格者講習手数料の額を改めることとした。（別表第9関係）
  - 3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、1については、この条例の公布の日又は道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）附則第1条本文の政令で定める日のいずれか遅い日から施行することとした。（附則第1項）
  - 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）

---

条 例

---

沖縄県介護保険審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第17号

**沖縄県介護保険審査会条例の一部を改正する条例**

沖縄県介護保険審査会条例（平成11年沖縄県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（合議体を構成する委員の数）

**第4条** 法第189条第3項の条例で定める数は、3人とする。

**附 則**

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



沖縄県介護基盤・介護支援体制緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第18号

### 沖縄県介護基盤・介護支援体制緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

沖縄県介護基盤・介護支援体制緊急整備等臨時特例基金条例（平成21年沖縄県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「（六）項ロ」を「（六）項ロ又はハ」に、「（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）」、介護老人保健施設及び認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設に限る。）及び同項ハに掲げる防火対象物（軽費老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護事業を行う施設に限る。）に」を「、介護老人保健施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設、軽費老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護事業を行う施設に限る。）その他これらに類するものへの」に改める。

附則第2項中「平成26年 3月31日」を「平成27年12月31日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第19号

### 沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（平成21年沖縄県条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年12月31日」を「平成27年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第20号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第1条 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和48年沖縄県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号ク中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

（沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第85号）の一部を次のように改正する。

第44条中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

（沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第86号）の一部を次のように改正する。

第17条中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第21号

沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例

沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第18条の6」を「第18条の8」に改める。

第13条第4項中「を携帯」を「の携帯」に改める。

第18条の6を次のように改める。

（青少年有害情報の閲覧等の防止）

**第18条の6** 何人も、青少年がインターネットを利用するに当たっては、青少年有害情報（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第2条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。）を閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（青少年インターネット環境整備法第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下同じ。）の活用その



他適切な方法により、青少年有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

- 3 端末設備の販売、頒布、貸付け若しくは交換を業とする者又はインターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第6項に規定するインターネット接続役務提供事業者をいう。）は、その事業活動を行うに当たっては、青少年有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービス（同条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）に関する情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

第3章中第18条の6の次に次の2条を加える。

（青少年のインターネットの利用に係る保護者の責務）

**第18条の7** 保護者は、インターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等を認識し、その保護する青少年に対し、インターネットを適切に活用するために必要な教育を行うとともに、当該青少年のインターネットの利用を適切に管理するよう努めなければならない。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の確認義務等）

**第18条の8** 次に掲げる者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、携帯電話インターネット接続役務（青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）を提供する契約（以下「携帯電話インターネット接続契約」という。）の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理（以下「媒介等」という。）をするに当たっては、携帯電話インターネット接続契約に係る携帯電話端末又はPHS端末（以下「携帯電話端末等」という。）の使用者が青少年であるかどうかを確認しなければならない。

(1) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）

(2) 携帯電話インターネット接続契約の媒介等を業として行う者

- 2 前項の場合において、当該携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、当該携帯電話インターネット接続契約の相手

方に対し、当該携帯電話インターネット接続契約による携帯電話インターネット接続業務の提供に合わせて携帯電話インターネット接続業務提供事業者が提供することができる青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスの内容その他の規則で定める事項を説明し、並びに当該事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 3 保護者は、青少年インターネット環境整備法第17条第1項ただし書の規定による申出をするに当たっては、携帯電話インターネット接続業務提供事業者に対し、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないこととする正当な理由を記載した書面（以下「理由書」という。）を提出しなければならない。
- 4 携帯電話インターネット接続業務提供事業者等は、青少年を携帯電話端末等の使用者とする携帯電話インターネット接続契約の締結又はその媒介等をする場合においては、保護者から理由書の提出があつたときに限り、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない当該携帯電話インターネット接続契約の締結又はその媒介等を行うことができる。
- 5 携帯電話インターネット接続業務提供事業者は、理由書の提出があつた場合において、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続契約を締結したときは、規則で定めるところにより、当該理由書若しくはその写しを保存し、又は当該理由書に記載された事項を記録し、これを保存しなければならない。
- 6 知事は、携帯電話インターネット接続業務提供事業者等が第1項、第2項、第4項又は前項の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、これらの規定を遵守すべきことを勧告することができる。
- 7 知事は、前項の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
- 8 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、規則に定めるところにより、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

#### 附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

---

沖縄県保育士試験等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第22号

**沖縄県保育士試験等手数料条例の一部を改正する条例**

沖縄県保育士試験等手数料条例（平成19年沖縄県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「12,700円」の次に「（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の11の2の規定による保育士試験の全部の免除を申請する場合には、2,400円）」を加える。

第3条（見出しを含む。）中「保育士登録手数料」を「保育士登録申請手数料」に改める。

**附 則**

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

---

沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第23号

**沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例**

（沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）



第1条 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

「第7章 共同生活介護

第1節 基本方針（第124条）

目次中 第2節 人員に関する基準（第125条・第126条） を「第7章 削除」

第3節 設備に関する基準（第127条）

第4節 運営に関する基準（第128条—第141条）」

「第13章 共同生活援助

第1節 基本方針（

第2節 人員に関する

第3節 設備に関する

第4節 運営に関する

第5節 外部サービ

第1款 この節の

第2款 人員に関

第3款 設備に関

第4款 運営に関

「第13章 共同生活援助

第1節 基本方針（第195条）

に、 第2節 人員に関する基準（第196条・第197条） を

第3節 設備に関する基準（第198条）

第4節 運営に関する基準（第199条—第201条）」

第195条)

る基準（第196条・第197条）

る基準（第198条）

る基準（第198条の2—第201条）

ス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

趣旨及び基本方針（第201条の2・第201条の3）

する基準（第201条の4・第201条の5）

する基準（第201条の6）

する基準（第201条の7—第201条の12）

に、「第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第204条・第205条）」

を「第15章 削除」に改める。

第5条第2項中「重度の肢体不自由者」の次に「又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者」を加え、「要する障害者」を「要するもの」に改める。

第6条第1項中「者（以下この章）」の次に「、第201条の2及び第201条の10第2項」を加える。

第101条中「第7条」を「第52条」に改める。

第109条第2号中「第125条に規定する指定共同生活介護事業所又は」を削り、「指定共同生活援助事業所」の次に「又は第201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、「共同生活住居（法第34条第1項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ）」を「共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という）」に改める。

第114条第1項中「及び第196条に規定する指定共同生活援助事業者」を削る。

第119条第3項中「共同生活介護」を「共同生活援助」に改める。

第7章を次のように改める。

## 第7章 削除

### 第124条から第141条まで 削除

第157条の次に次の1条を加える。

（利用者負担額に係る管理）

**第157条の2** 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定

宿泊型自立訓練を除く。)及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練(生活訓練)及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第159条中「第21条、第23条」を「第21条」に、「まで、第131条」を「まで」に改め、「、第23条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)」の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と」及び「、第131条中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る。以下この条において同じ。)」が」と」を削る。

第172条中「第21条、第23条」を「第21条」に、「まで、第131条」を「まで、第157条の2」に改め、「、第23条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者(規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)」の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と」を削り、「第131条中「支給決定障害者」を「第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る。)」に、「限る。以下この条において同じ」を「限る」に、「読み替える」を「、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く。)」の」とあるのは「支給決定障害者(規則で定める者を除く。)」の」と読み替える」に改める。

第195条中「相談」の次に「、入浴、排せつ又は食事の介護」を加える。

第196条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 生活支援員

第197条を次のように改める。

(管理者)

**第197条** 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は



他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

- 2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第198条を次のように改める。

(設備)

**第198条** 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この項及び第4項から第6項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（知事が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。
- 5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下とすることができる。ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。
- 6 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 7 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 8 ユニットには、規則に定める基準により居室及び居室に近接して設けられる相互に

交流を図ることができる設備を設けることとする。

9 サテライト型住居の設備の基準は、規則に定めるものとする。

第13章第4節中第199条の前に次の5条を加える。

(入退居)

**第198条の2** 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

**第198条の3** 指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

**第198条の4** 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の支払を支給決定障害

者から受けることができる。

- 4 指定共同生活援助事業者は、前3項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 5 指定共同生活援助事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(指定共同生活援助の取扱方針)

**第198条の5** 指定共同生活援助事業者は、第201条において読み替えて準用する第60条に規定する共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

**第198条の6** サービス管理責任者は、第201条において準用する第60条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

第199条の見出しを「（介護及び家事等）」に改め、同条第2項中「家事等」を「介護又は家事等」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。



介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

第199条の次に次の2条を加える。

(社会生活上の便宜の供与等)

**第199条の2** 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

**第199条の3** 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入居定員

(4) 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

(5) 入居に当たっての留意事項

(6) 緊急時等における対応方法

(7) 非常災害対策

(8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

第200条第3項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

第200条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

第200条の次に次の3条を加える。

(支援体制の確保)

**第200条の2** 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

**第200条の3** 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

**第200条の4** 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定共同生活援助事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている医療機関をいう。）を定めておかなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定共同生活援助事業者との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携及び協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。

第201条中「、第128条から第133条まで、第135条、第136条及び第138条から第140条まで」を「及び第157条の2」に、「第201条において準用する第136条」を「第199条の3」に、「第201条において準用する第130条第1項」を「第198条の4第1項」に、「第201条において準用する第130条第2項」を「第198条の4第2項」に、「第201条において準用する第140条第1項」を「第200条の4第1項」に、「、第132条第1項及び第133条中「第141条」とあるのは「第201条」と、第135条第1項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所」を「、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る。）」とある

のは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」に改める。

第13章に次の1節を加える。

第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、  
設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第201条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第201条の12において読み替えて準用する第60条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第201条の4第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第201条の3 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の配置の基準）

**第201条の4** 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に、基本サービスを提供する次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

(1) 世話人

(2) サービス管理責任者

（準用）

**第201条の5** 第197条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

**第3款** 設備に関する基準

（準用）

**第201条の6** 第198条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

**第4款** 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

**第201条の7** 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第201条の9に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（受託居宅介護サービスの提供）



**第201条の8** 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

**第201条の9** 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
- (6) 入居に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

**第201条の10** 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

- 2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。
- 3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は指定居宅介護とする。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

**第201条の11** 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業員によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

**第201条の12** 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで、第199条、第199条の2及び第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型

共同生活援助計画」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の12において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第15章を次のように改める。

#### 第15章 削除

#### 第204条及び第205条 削除

附則第2項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に、「により指定共同生活介護の事業等」を「により指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）」に、「第127条第1項（第198条）を「第198条第1項（第201条の6）」に、「当該指定共同生活介護の事業等を行う事業所において指定共同生活介護等の事業を行う場合に限り、指定共同生活介護」を「当該指定共同生活援助の事業等を行う事業所において指定共同生活援助の事業等を行う場合に限り、指定共同生活援助」に改める。

附則第3項中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第127条第2項から第7項まで（第198条）を「第198条第2項から第9項まで（第201条の6）」に、「第127条第2項」を「第198条第2項」に改める。

附則第4項の見出し中「指定共同生活介護等」を「指定共同生活援助等」に改め、同項中「指定共同生活介護の」を「指定共同生活援助の」に、「指定共同生活介護等」を「指定共同生活援助等」に改める。

附則第5項の見出し中「指定共同生活介護等」を「指定共同生活援助等」に改め、同項中「指定共同生活介護事業所若しくは」を削り、「指定共同生活援助事業所」の次に「若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加える。

附則第6項の見出し中「共同生活介護計画」を「共同生活援助計画」に改め、同項中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に改め、「第141条又は」を削り、「第201条」の次に「又は第201条の12」を加える。

附則第7項中「指定共同生活介護等」を「指定共同生活援助等」に改める。

附則第8項の前の見出し中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、同項中「第134条第3項」を「第199条第3項」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号）第2条第4号」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第5号」に、「同条第5号」を「同条第6号」に、「同条第6号」を「同条第7号」に改める。

附則第9項中「第134条第3項」を「第199条第3項」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条第4号」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第5号」に、「同条第5号」を「同条第6号」に、「同条第6号」を「同条第7号」に改める。

附則第10項中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第127条（第198条）」を「第198条第1項（第201条の6）」に、「第127条第6項」を「第198条第7項」に改める。

（沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

**第2条** 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第50条第1項中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。

（沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）



**第3条** 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(平成25年沖縄県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第47条第1項中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
(沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「旧条例」という。)第124条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに旧条例第204条に規定する指定共同生活介護の事業等を行う一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所については、第1条の規定による改正後の沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第195条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第195条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所は、新条例第201条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所(次項において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)とみなす。
- 4 前項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについて、新条例第201条の10第4項の規定を適用する場合においては、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

---

沖縄県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第24号

## 沖縄県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例

沖縄県地域医療再生臨時特例基金条例（平成22年沖縄県条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県条例第25号

## 沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年沖縄県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「10,000分の9」を「100,000分の44」に改める。

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

---

沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県条例第26号

## 沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例の一部を改正する条例

沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例（平成21年沖縄県条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（処分の特例）

- 3 基金は、第6条の規定にかかわらず、その属する現金を国庫に返納する場合に、その一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第27号

### 沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例（平成10年沖縄県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「2,620円」を「4,030円」に、「390円」を「600円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第28号

## 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例（平成21年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「1,350円」を「1,380円」に、「770円」を「790円」に、「1,590円」を「1,630円」に改め、別表の2の表中「1,650円」を「1,690円」に改め、別表の3の表中「事業用専用区画（駐車場を含む。）」を「1号棟事業用専用区画（駐車場を含む。）」に、「5,280,058円」を「5,328,168円」に改め、同表に次のように加える。

2号棟事業用専用区画（駐車場を含む。）	1月につき	5,602,287円
---------------------	-------	------------

別表の4の表中「2,940円」を「3,020円」に、「840円」を「860円」に、「920円」を「940円」に、「2,400円」を「2,460円」に、「1,200円」を「1,230円」に改め、別表の5の表中「1,700円」を「1,740円」に改める。

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表の3の表に次のように加える改正規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第29号

沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例（平成12年沖縄県条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表中「16,500円」を「17,900円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第30号

沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例

沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「2.10円」を「2.16円」に、「4.20円」を「4.32円」に、「5.25円」を「5.40円」に、「10.50円」を「10.80円」に、「8.40円」を「8.64円」に、「105円」を「108円」に、「9.45円」を「9.72円」に、「18.90円」を「19.44円」に、「283.50円」を「291.60円」に、

港湾環境整備施設使用料	庭球場使用料	一般	一面1時間につき	310円
		児童・生徒	一面1時間につき	150円
		照明設備	1時間につき	400円
	多目的広		2時間につき	525円

を



	場使用料	照明設備	1時間につき	1,620円
--	------	------	--------	--------

港湾環境整備施設使用料	庭球場使用料	一般 児童・生徒	一面1時間につき 一面1時間につき	320円 160円
		照明設備	1時間につき	420円
	多目的広場使用料		2時間につき	540円
		照明設備	1時間につき	1,650円
	シャワー使用料		1回3分につき	100円

に、

「31.50円」を「32.40円」に、「26,542円」を「27,300円」に改める。

別表第4中「107円」を「110円」に、「123円」を「126円」に、「145円」を「149円」に、「57円」を「58円」に、「70円」を「71円」に、「95円」を「97円」に改める。

別表第5中「671円」を「690円」に、「811円」を「834円」に、「952円」を「979円」に、「1,093円」を「1,124円」に、「1,233円」を「1,269円」に、「1,374円」を「1,413円」に、「141円」を「145円」に、「818円」を「841円」に、「978円」を「1,006円」に、「1,138円」を「1,170円」に、「1,298円」を「1,335円」に、「1,459円」を「1,501円」に、「1,619円」を「1,665円」に、「160円」を「165円」に、「13,415円」を「13,799円」に、「16,228円」を「16,692円」に、「19,040円」を「19,584円」に、「21,853円」を「22,478円」に、「24,666円」を「25,371円」に、「27,478円」を「28,263円」に、「2,813円」を「2,893円」に、「16,353円」を「16,821円」に、「19,557円」を「20,116円」に、「22,762円」を「23,413円」に、「25,967円」を「26,709円」に、「29,172円」を「30,005円」に、「32,377円」を「33,302円」に、「3,205円」を「3,297円」に、「139,986円」を「143,985円」に、「169,334円」を「174,172円」に、「198,683

円」を「204,359円」に、「228,031円」を「234,546円」に、「257,380円」を「264,733円」に、「286,728円」を「294,921円」に、「29,348円」を「30,187円」に、「170,636円」を「175,511円」に、「204,077円」を「209,907円」に、「237,519円」を「244,305円」に、「270,961円」を「278,703円」に、「304,402円」を「313,099円」に、「337,844円」を「347,497円」に、「33,442円」を「34,398円」に、「262円」を「270円」に、「367円」を「378円」に、「525円」を「540円」に、「2,625円」を「2,700円」に、「3,675円」を「3,780円」に、「5,250円」を「5,400円」に、「26,250円」を「27,000円」に、「36,750円」を「37,800円」に、「52,500円」を「54,000円」に、「1,570円」を「1,620円」に、「1,770円」を「1,820円」に、「860円」を「880円」に、「1,510円」を「1,550円」に、「1,900円」を「1,950円」に、「2,420円」を「2,490円」に、「3,240円」を「3,330円」に、「12,075円」を「12,420円」に、「315円」を「324円」に、「210円」を「216円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「150円」を「160円」に、「190円」を「200円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2、別表第4及び別表第5の規定は、平成26年5月1日以後に受ける使用又は行為の許可に係る使用料及び土砂採取料について適用し、同日の前日までに受けた使用又は行為の許可に係る使用料及び土砂採取料については、なお従前の例による。

---

沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第31号

沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例

沖縄県屋外広告物条例（昭和50年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。  
第47条の表中「渡嘉敷村」を「渡嘉敷村 座間味村」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際改正後の第47条の表左欄に掲げる事務に係る屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及び沖縄県屋外広告物条例の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては改正後の第47条の表右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に沖縄県屋外広告物条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては改正後の第47条の表右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における沖縄県屋外広告物条例の適用については、当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

---

沖縄県道路整備・都市モノレール事業基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 沖縄県条例第32号

### 沖縄県道路整備・都市モノレール事業基金条例の一部を改正する条例

沖縄県道路整備・都市モノレール事業基金条例（昭和61年沖縄県条例第6号）の一部を

次のように改正する。

第6条中「貸付けの原資」の次に「若しくは沖縄都市モノレール株式会社に対する出資金の財源」を加える。

**附 則**

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

---

沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**沖縄県条例第33号**

**沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

沖縄県公営企業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（資本金への組入れ）

**第5条** 減債積立金を使用して建設改良費等の財源に充てるための企業債を償還した場合には、その使用した減債積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れるものとする。

2 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第24条第1項の規定により公営企業の建設又は改良を行うため積み立てた積立金を使用して公営企業の建設又は改良を行った場合においては、その使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れるものとする。

**附 則**

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

---

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第34号

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第16条までを1条ずつ繰り上げる。

第17条中「第14条」を「第13条」に改め、同条を第16条とする。

第18条を第17条とする。

別表第3中「第11条関係」を「第10条関係」に、「96,000円」を「126,000円」に、「48,000円」を「63,000円」に、「94,500円」を「97,200円」に、「第11条第3項」を「第10条第3項」に、「3,150円」を「3,240円」に、「14,700円」を「15,120円」に、「100分の105」を「100分の108」に、「598円」を「615円」に、「4,200円」を「4,320円」に改める。

別表第4中「第12条関係」を「第11条関係」に、「4,200円」を「4,320円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

---

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第35号

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例



沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例（昭和48年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第4条中「転学又は転籍した」を「沖縄県立高等学校相互間において転学又は転籍した」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前から引き続き沖縄県立高等学校に在学する者に係るこの条例の施行の日以後の授業料（専攻科の授業料を除く。）及び受講料の徴収については、なお従前の例による。

---

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 沖縄県条例第36号

### 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条中「4,228人」を「4,191人」に、「1,645人」を「1,737人」に、「9,338人」を「9,388人」に、「15,226人」を「15,331人」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

---

沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第37号

沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成24年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「南風原町」を「南風原町 渡嘉敷村 座間味村 粟国村 渡名喜村」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際改正後の第2条の表左欄に掲げる事務に係る沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）及び沖縄県人事委員会規則（以下「条例等」という。）の規定により沖縄県教育委員会がした認定その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてはそれぞれ同表右欄に掲げる市町村の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、当該市町村の教育委員会がした認定その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に条例等の規定により沖縄県教育委員会に対してなされた届出で、施行日以後においては改正後の第2条の表右欄に掲げる市町村の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、当該市町村の教育委員会に対してなされた届出とみなす。

---

沖縄県社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第38号

## 沖縄県社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県社会教育委員の設置等に関する条例（昭和48年沖縄県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、定数、任期その他」を「、委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し」に改める。

第6条を第7条とする。

第5条中「あつて」を「あって」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（委嘱の基準）

**第3条** 委員の委嘱の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

---

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県条例第39号

## 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県警察関係手数料条例（昭和47年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第9第1項の表運転免許試験手数料の項中「第97条の2第1項第3号」の次に「又は第5号」を加え、同表検査手数料の項中「第89条第2項」を「第89条第3項」に改め、同表駐車監視員資格者講習手数料の項中「19,000円」を「20,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第9第1項の表運転免許試験手数料の項及び検査手数料の項の改正規定は、この条例の公布の日又は道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）附則第1条本文の政令で定める日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに駐車監視員資格者講習の申請をしている者の当該申請に係る手数料の額については、改正後の別表第9の規定にかかわらず、なお従前の例による。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---